

## 美里町立北浦小学校ウェブサイト管理・運用規則

この規定は、美里町立北浦小学校（以下「本校」と称する。）の教育活動をより効果的に行うために、本校における学校ウェブサイトの作成と公開に関し必要な事項を定めるものである。本校はウェブサイトの作成と公開に際し、以下に定める事項に基づき管理・運営するものとする。

### 記

#### 1 目的

- (1) 本校児童の学習活動や取り組み等を公開し、本校の教育活動に対して、広く理解・関心を深めてもらう。
- (2) 本校の基本的な学校情報を公開し、広く関心を深めてもらう。
- (3) 本校関係者が学校情報などをインターネット環境から取得し、教育活動への参加と理解を促進する。

#### 2 管理・運用

- (1) 管理・運用責任者は、学校長とし、ウェブサイトに掲載された全ての情報に関する全責任を負う。
- (2) ウェブサイト管理・運用については、情報教育担当が中心となって行い、組織的に行う。
- (3) ウェブサイト作成に当たり、著作権、知的所有権、個人情報等の保護を目的とする法令を遵守し、違反する行為がないよう十分に配慮する。
- (4) ウェブサイトに更新する内容に関しては、運用管理責任者である学校長の決裁を受けて更新を行う。
- (5) ウェブサイトに掲載した情報に関して、訂正、削除の要請があった場合は、管理・運用責任者は、迅速に対応し、適切な措置を講じる。
- (6) ウェブサイトの効果的な活用を促すため、ウェブサイトの情報の更新に努める。

#### 3 個人情報の保護

- (1) データ・個人情報の保護・取り扱いに関しては、個人情報に関連する法律・規則等に基づいて行うものとする。
- (2) ウェブサイトに個人情報を掲載するにあたっては、個人情報の保護に配慮すること。写真・作品等の掲載については、年度当初に保護者の承諾を得た上で行う。
- (3) 氏名、住所、電話番号、生年月日、家族関係等プライバシーに関わる事項は掲載しないこととする。

#### 4 情報発信のモラル

- (1) ウェブサイト作成に当たり、人権を尊重し、不適切な表現等に配慮する。特に、身体、家族関係、性、学歴、出身、民族、宗教、病気等の表現に当たっては、十分に配慮する。
- (2) 虚偽の表現や誹謗中傷する表現はしない。
- (3) 特定の政治活動や宗教活動、個人の信条等を支援又は誹謗する表現はしない。

#### 5 著作権・リンクについて

- (1) ウェブサイトの著作権に関しての一切は美里町立北浦小学校が有するものとする。
- (2) ウェブサイトへのリンクに関しては、学校長の許可を経た場合に限る。
- (3) 自作教材の掲載にあたっては、製作者の承諾を得るなど、適切な手だてをとること。

#### 6 本規則について

- (1) 本規則については、平成29年4月1日から有効とする。
- (2) 本規則の検討・修正に関しては、適時行うものとし、学校長の決裁後行う。